令和7年度 枚方市立枚方中学校

危機管理マニュアル

Ⅰ.枚方市立枚方中学校防災計画

第Ⅰ章 総則

第Ⅰ節 目的

（目的）

第Ⅰ条 この計画は、消防法第８条第Ⅰ項に基づき、枚方市立枚方中学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び生徒・教職員の人命の安全並びに被害を最小限に食い止めることを目的とする。

第２節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

（消防計画の適用範囲）

第２条 この計画は、本校に勤務する教職員および登校する生徒、その他出入りする全ての者に適用するものとする。

（防火管理者及び事務局）

第３条 防火管理者は教頭とし、事務局を生徒指導部安全教育担当におき、この計画の全ての事務を行うものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第４条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

（Ⅰ）消防計画の検討及び変更
（２）消火、通報、避難誘導の訓練の実施
（３）建築物、火気使用器具等の点検検査の実施及び監督
（４）消防用設備等の典型整備の実施及び監督
（５）収容生徒、教職員の管理
（６）管理権原者に対する助言、報告及びその他防火管理上必要な業務。

（消防機関への報告、連絡）

第５条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

（Ⅰ）消防計画の提出（改正の都度）
（２）消防用設備等の点検結果の報告
（３）消防用設備の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
（４）教育訓練指導の要請
（５）その他、法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第２章　予防管理対策

第１節　予防管理組織

（予防管理組織）

第６条　予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

（火災予防のための組織）

第７条　火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の元に、各教室及び特別教室ごとに火元責任者を置くものとし、下記のとおり定める。

棟	階	教室（火元責任者）
A棟	3階	3-1・3-2・3-3・3-4・3-5（各担任）
	2階	1-4・1-5（各担任）、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ室（技術科主任）、多目的室（支援学級担任）
	1階	1-1・1-2・1-3（各担任）、支援学級 1,2,3,7（各担任）
B棟	3階	2-4・2-5（担任）、英語部室（英語科担当）
	2階	心の教室（生徒指導主事）、2-3（各担任）、少人数B（数学科担当）
	1階	2-1・2-2（各担任）、通級教室（担任）、給食配膳室(教頭)
C棟	2階	特別教室Ⅱ（英語科担当）、特別教室Ⅰ（英語科担当）
	1階	支援学級4，5，6（担任）
管理棟	3階	第1美術室・美術準備室（美術科主任）、書写室（国語科主任） PTA 室（教頭）第1音楽室・音楽準備室（音楽科主任）
	2階	被服室・家庭科準備室・調理室（家庭科主任）、生徒会室（生徒会部長） 第1理科室・第2理科室・理科準備室（理科主任）
	1階	職員室・教材室・休養室・相談室（事務・教頭）、校長室（校長） 印刷室・給湯室・印刷室・更衣室（校務員）、放送室（視聴覚担当） 保健室（養護教諭）、図書室（司書教諭）
体育館		器具庫・管理室・控室・フロアー・ステージ（保健体育科主任）
技術棟		木工室・金工室・準備室（技術科主任）

（火元責任者の業務）

第８条　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

（1）担当区域内の火気管理

（2）担当区域内の諸設備、器具の維持管理

（3）地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置

（4）防火管理の補佐

（自主点検・検査のための組織）

第９条　自主点検・検査は、平素の外観的な点検については各火元責任者が随時行い、消防設備等の適正な維持管理をするための定期点検検査は点検資格者が行うものとする。

（自主点検・検査の報告）

第 10 条　自主点検・検査及び定期点検検査の結果は、点検者が防火管理者に報告し、防火管理者はそれを記録するものとする。

（不備欠陥事項の整備）

第 11 条　防火管理者は、建物及び消防設備等に不備欠陥事項がある場合は、速やかに校長に報告すると共に必要な指示を得てその改修を図るものとする。

第 3 章　自衛消防活動対策

第 1 節　自衛消防組織

（自衛消防隊の設置）

第 12 条　枚方市立枚方中学校の自衛消防組織として、校長を自衛消防隊長とした自衛消防隊を設置し、その編成は下記のとおりとする。

【自衛消防隊組織編成表】

総指揮　防火管理者 校長 —— 教頭 ——	避難誘導班	生徒指導主事、各学級担任
	消火班	職員
	重要物品 搬出班	教頭、担外、事務職員
	救護班	養護教諭、保健委員会担当者
	連絡班	教頭、事務職員、校務員

（通報連絡及び避難場所）

第 13 条①　火災発見と同時に、消防機関へ『所在地、名商及び目標物、火災の状況等』を通報するとともに、校長、各担任、市教委に急報する。

急報は、非常ベルを鳴らした後に、早々設備を活用して全員に周知し、避難経路により避難する。但し、火災発生場所により適宜変更する。

② 避難後の終結は運動場とし、人員点呼確認の上、防火管理者に報告する。

第 4 章　震災・風水害対策

第 1 節　震災・風水害予防措置

（地震時の活動）⇒ 詳細は「2. 地震等大規模災害発生時の対応」のとおり

第 14 条　震災時の活動は、第 3 章による。

（避難）

第 15 条　震災時の避難は、次によるものとする。

（1）教員の行動

①「地震。机の下に入れ」と指示する。

②冬季はストーブの火を消し、元栓を閉める。

③窓や戸を開き、脱出口を確保する。
④状況により、校外避難の指示をする。
⑤人員点呼をして、生徒の安全を確保する。
⑥本部からの指示を待つ。

（2）生徒の行動
①机の下に入ったり、堅牢なものの下に身を寄せる。
②窓際の生徒は、ガラスの破片に注意する。
③避難する時は、敏速に行動する。（押さない。走らない。しゃべらない）
④天井や壁などの落下物に注意する。
⑤電線の切断部に触れないこと。

第５章 防災教育及び訓練等

第１節 防災教育及び訓練

（防災教育の時期）

第16条 防火管理者は、次に示す時期に防災教育及び訓練を行うものとする。

区分	実施日	内容
教職員を対象とするもの	４月 ６月	講習 実技演習
生徒を対象とするもの	９月（地震）、11月（火災）等の対応と避難時の心得 安全指導等についての知識と実際の訓練	

（防災教育の内容）

第17条 教職員への防災教育の内容は、次に示すものとする。
（1）防災計画の周知徹底
（2）火災予防上の遵守事項
（3）防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底
（4）大規模災害発生時の対応に関する事項

（訓練の実施報告）

第18条 防火管理者は、自衛消防訓練等を実施する場合は、「自衛消防訓練通知書」により、消防署長宛てに通知すること。